

真道山森林公園

指定管理者【募集要項】

令和4年9月

江田島市産業部交流観光課

## 真道山森林公園指定管理者募集要項

### 目次

1 募集の目的及び指定管理者に期待する役割並びに募集方法	1
2 指定管理者の指定	1
3 施設の概要	2
4 申請資格	2
5 公募に関するスケジュール等	3
6 申請の際に提出する書類の内容	5
7 審査基準等	5
8 業務の範囲及び具体的内容	6
9 指定期間	6
10 江田島市が支払う委託料の額（管理費用基準額）	6
11 利用料金	7
12 協定に関する事項	7
13 その他	7
14 申請書提出先（問い合わせ先）	8

### 【別紙】

・ 施設等一覧（別紙1）	9
・ 施設等配置図（別紙2）	10
・ 管理運営に係る必要な許可及び法定業務等一覧（別紙3）	11
・ 責任及びリスク分担表（別紙4）	12

### 【様式】

・ 現地説明会参加申込書（様式第1号）	13
・ 募集要項等に関する質問票（様式第2号）	14
・ 指定管理者指定申請書（様式第3号）	15
・ 法人（団体）概要書（様式第4号）	16
・ 申込資格に関する申立書（様式第5号）	17
・ 管理を行う公の施設の事業計画書（様式第6号）	18
・ 管理に係る収支計画（様式第7号）	20
・ 暴力団排除及び社会保険等の加入等に係る誓約書（様式第8号）	22

### 【資料】

・ 過去5年間の施設利用者数	23
・ 過去5年間の開園日数	23

地方自治法の一部改正（平成 15 年 6 月）に伴い、公の施設の管理については、従来の「管理委託制度」に代わって「指定管理者制度」が導入された。

この制度は、多様化する住民ニーズにより効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間のノウハウ等を幅広く活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図ることを目的としている。

江田島市では、公の施設である「真道山森林公園」について、令和 5 年度から令和 9 年度までの 5 年間の管理運営に係る提案を広く募集する。

この要項は、地方自治法第 244 条の 2 第 3 項並びに江田島市公の施設における指定管理者の指定手続き等に関する条例第 4 条の規定に基づく、真道山森林公園の管理運営を行う指定管理者を選定するために必要な事項を定めるものである。

## 1 募集の目的及び指定管理者に期待する役割並びに募集方法

### (1) 募集の目的

真道山森林公園は、優れた自然環境にある森林を保護するとともに、その利用の増進を図り、もって市民の保健及び休養に資するため、江田島市森林公園を設置している。

また、本市では、第 2 次江田島市総合計画及び江田島市観光振興計画において、交流人口 100 万人を目指し、宿泊施設などの観光拠点整備のほか、観光素材・人材の発掘、情報発信の仕組みづくり及び観光推進体制づくりといった重点項目を掲げ、各種プロジェクトを通じた交流人口の拡大を図っている。

真道山森林公園の周辺は、本市の中心的な位置にあり、令和 3 年 7 月に開業した宿泊施設江田島荘と日帰り入浴が可能なえたじま温泉のほか、海水浴場やカヌー等が体験できる長瀬海岸、春には林道沿いに開花する真道山千本桜、秋にはミカン狩りなどが体験できる観光資源があり、「海と島、緑と眺望の観光・交流ゾーン」として位置づけている。

よって、今後、本市としても次のとおり集客に向けた施策を進めていく予定である。

ア 海や山を楽しむ利用者や、ファミリー層に利用し易い環境の整備を行う。

イ 現状の環境を現在のアウトドア事情と照らし合わせ、利用者の需要に寄り添った整備を進める。（テントサイトの区画割変更、コテージの充実、Wi-Fi 環境の充実等）

この目的や本市の方針等を十分に理解した上で、市民、観光客等の信頼に応え、利用者へのサービスの向上と適正かつ効率的な運営を図ることを目的に、管理運営を行う指定管理者を募集する。

### (2) 指定管理者に期待する役割

民間事業者が有するノウハウを活用することで、キャンプ場のほか音楽広場を備えた施設の効率的な管理運営を行うとともに、周辺施設を含め、施設の機能を最大限に活用し、観光の振興、利用者サービスの向上及び一層の利用促進を図り、更なる交流人口の拡大及び効率的な管理運営に向けた創意工夫ある提案を求める。

### (3) 募集方法

公募とする。

## 2 指定管理者の指定

真道山森林公園の次期指定管理者については、指定管理者指定申請者（以下「申請者」という。）が指定管理者としてふさわしいかどうかを、江田島市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成 18 年条例第 5 号）（以下、「指定手続条例」という。）第 4 条第 1 項の各号に掲げる項目など、総合的に審査した上で、指定管理候補者 1 団体を選定する。

江田島市は、江田島市議会の議決を経て、指定管理候補者を指定管理者として指定する。

### 3 施設の概要

- (1) 施設の名称  
真道山森林公園
- (2) 施設の所在地  
江田島市能美町中町 3420 番地 1
- (3) 施設の設置目的  
優れた自然環境にある森林を保護するとともに、その利用の増進を図り、もって市民の保健及び休養に資するため。
- (4) 施設等の内容
  - ア 公園面積  
15,100 m<sup>2</sup>
  - イ 設置年  
平成 6 年度
  - ウ 施設等の内容  
別紙 1「施設等一覧」及び 別紙 2「施設等配置図」のとおり  
※録音スタジオは指定管理業務から対象外とする。
- (5) その他  
公園敷地内の一部は、土砂災害特別警戒区域及び土砂災害警戒区域に指定されているため、災害の恐れがある場合は利用の休止及び利用者への避難指示等を、指定管理者に協力要請することがある。

### 4 申請資格

- (1) 法人等の団体であること（法人格の有無は問わない。）
- (2) 法人等又はその代表者が、次に該当しないこと。
  - ア 法律行為を行う能力を有しない者
  - イ 破産者で復権を得ない者
  - ウ 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項（同項を準用する場合を含む。）の規定により本市における一般競争入札等の参加を制限されている者
  - エ 物品調達及び委託・役務業務の競争入札等に係る指名除外要領及び建設業者等指名除外要綱の規定により、本市において指名除外措置を受けている者
  - オ 当該法人等の責めに帰すべき事由により、地方自治法第 244 条の 2 第 11 項の規定による指定の取消しを受けてから 5 年を経過しない者
  - カ 本市における指定管理者の指定の手續において、その公正な手續を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
  - キ 江田島市税、消費税又は地方消費税を滞納している者
  - ク 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から 5 年を経過しない者の統制の下にある団体（以下「暴力団等」という
- (3) 広島県内に本店若しくは支店又はこれに準ずる事務所を有すること。
- (4) 施設の管理に当たって資格等が必要な場合は、その資格等を有すること。外部に委託する場合は、委託先が資格等を有していること。（別紙 3「管理運営に係る許可及び法定業務等一覧」参照）
- (5) 複数の法人等で構成したグループ（共同企業体、事業協同組合等）が申請する場合は、次の条件を踏まえること。
  - ア グループにおける構成員は、同時に単独で申請することができない。
  - イ 同時に複数のグループの構成員となることはできない。  
※事業協同組合における構成員とは、担当組合員

## 5 公募に関するスケジュール等

- (1) 「指定管理者募集要項」の配布  
江田島市のホームページで閲覧できるほか、次のとおり配布する。
  - ア 配布期間  
令和4年9月22日（木）～令和4年10月31日（月）  
ただし、土、日、祝日は除く。
  - イ 配布時間  
午前8時30分～午後5時まで
  - ウ 配布場所  
江田島市産業部交流観光課  
〒737-2297  
江田島市大柿町大原 505 番地  
電話 (0823) 43-1644（ダイヤルイン）
- (2) 現地説明会  
指定管理者の指定を受けようとする者は、原則として、現地説明会に参加すること。
  - ア 開催日時  
令和4年10月6日（木）午前10時（1時間程度）
  - イ 集合場所  
真道山森林公園管理棟前駐車場
  - ウ 開催内容  
募集要項等の説明及び施設見学
  - エ 参加申込  
参加希望者は、令和4年10月4日（火）午後5時まで（必着）に現地説明会参加申込書（様式第1号）により、郵送、FAX又は電子メールで申し込むこと。なお、参加者は1申請者につき2名までとする。
  - オ 申込先  
本要項14申請書提出先のとおり
- (3) 募集要項に関する質問
  - ア 受付期間  
令和4年9月22日（木）～令和4年10月25日（火）  
ただし、土、日、祝日は除く。
  - イ 受付時間  
午前8時30分～午後5時まで
  - ウ 受付方法  
募集要項に対する質問は、質問票（様式第2号）に記載し、交流観光課に電話連絡の上、電子メールまたはFAXにより提出すること。
  - エ 提出先  
本要項14申請書提出先のとおり
  - オ 回答方法  
質問に対する回答は、電子メールまたはFAXにより行う。また、簡易な質問（募集要項に記載されている事項や公知の事実など）を除き、提出された質問と回答は、質問者を明示せずに、江田島市ホームページに随時掲載する。
- (4) 申請書の受付  
指定管理者の指定を受けようとする者は、本要項6に定める書類を提出すること。なお、提出後は、軽微な変更を除いて提出した書類の記載内容は変更できない。
  - ア 受付期間  
令和4年10月7日（金）～令和4年10月31日（月）  
ただし、土、日、祝日は除く

- イ 受付時間  
午前 8 時 30 分～午後 5 時まで
  - ウ 受付方法  
持参又は郵送（必着）
  - エ 受付先  
本要項 14 申請書提出先のとおり
- (5) 指定管理者の候補を選定するための審査  
江田島市指定管理者選定委員会において、第 1 次審査（申請資格等）を行った後、申請者のプレゼンテーションによる第 2 次審査を次のとおり行う。  
なお、当日、不参加の場合は、審査の対象外とする。
- ア 開催日時及び開催場所  
令和 4 年 11 月上旬 江田島市役所内（予定）  
なお、日時、場所、実施方法等については、申請者に対し、別に通知する。
  - イ 出席者  
代表者（法人の場合は代表権を有する者）を含む 3 名以内とすること。ただし、プレゼンテーションに先立ち代表者の委任状を提出した者は、代表者を代理することができるものとする。
- (6) 選定結果の通知
- ア 通知日  
令和 4 年 11 月下旬頃
  - イ 通知の方法  
申請者全員に選定結果を通知するとともに、江田島市ホームページで審査結果を公表する。  
指定管理者の候補者とは、その後、指定（協定締結）に向けた協議を行う。
- (7) 留意事項
- ア 費用負担  
申請に要する費用は、申請者の負担とする。
  - イ 申請の辞退  
指定管理者指定申請書等提出後に申請を辞退する場合は、辞退届（様式任意）を速やかに提出すること。
  - ウ 不正行為の禁止  
提出書類に虚偽または不正な記載があった場合、または、その他応募に当たり不正な行為があった場合は、審査の対象から除外（失格）する。
  - エ 提出書類の取扱い
    - (ア) 著作権の帰属  
提出書類の著作権は、申請者に帰属する。ただし、江田島市は、指定管理者の選定や候補者の決定、指定の公表等における選定理由の説明などの必要性から、提出書類の内容を無償で使用できるものとする。
    - (イ) 提出書類の返却  
提出書類の返却は行わない。
    - (ウ) 提出書類の公表  
申請者から提出された事業計画書等に対し、第三者からの行政文書開示請求があった場合は、選定者又は落選者の如何に関わらず、江田島市情報公開条例に基づき開示する。
  - オ 共同事業体の場合
    - (ア) 共同事業体の形態で応募を行う場合は、必ず代表団体を定めること。
    - (イ) 書類提出（申請）後における構成団体の変更は認めない。
- (8) 指定管理者の指定及び協定の締結  
令和 4 年江田島市議会 12 月定例会の議決を経て指定管理者を指定するとともに、協定を締結する。（令和 5 年 2 月予定）

## 6 申請の際に提出する書類の内容

次の書類を順にファイル等に綴じて、片面印刷で正本1部、副本10部を提出すること。

なお、書類は、原則日本産業規格A列4番を使用し、文字サイズは10.5ポイント以上とする。

- (1) 指定管理者指定申請書（様式第3号）
- (2) 法人登記簿の謄本（法人の場合）。
- (3) 団体の定款，寄付行為，規約その他これらに該当する書類及び法人（団体）概要書（様式第4号）
- (4) 代表者の身分証明書（非法人の場合）
- (5) 申込資格に関する申立書（様式第5号）
- (6) 国税及び地方税の納税証明書（募集要項の配布開始日以降に交付されたもの。）又は納税義務がない旨及びその理由を記載した申立書
- (7) 管理を行う公の施設の事業計画書（様式第6号）
- (8) 管理に係る収支計画書（様式第7号）
- (9) 前事業年度の収支（損益）計算書又はこれらに相当する書類（既に財産的取引活動をしている団体のみ）
- (10) 前事業年度の貸借対照表及び財産目録又はこれらに相当する書類（作成しているもののみ）
- (11) 現事業年度の収支予算書及び事業計画書（既に財産的取引活動をしている団体及び新たに指定管理者になろうとする施設の業務以外の事業を開始する団体のみ）
- (12) 団体の事業報告書を作成している場合は，当該報告書
- (13) 団体の役員名簿及び組織に関する事項について記載した書類又はこれらに相当する書類
- (14) 暴力団排除及び社会保険等の加入等に係る誓約書（様式第8号）
- (15) その他，市長が必要と認める書類

## 7 審査基準等

江田島市指定管理者選定委員会において、総合点数方式により採点の上、指定管理者の候補者を選定する。評価基準及び配点は次のとおりとする。

なお、応募者が1名又は複数の場合でも各基準について適否を審査し、審査の結果、候補者として適していないと認める場合は、候補者を選定しない場合もある。

判断基準	判断項目	ウェイト	評価方法
1 利用者の平等な利用の確保及びサービスの向上を図る	利用者の平等・公平利用のための環境が整えられているか	10	評価5段階 5・4・3・2・1
	利用者に対するサービス向上のための具体的な策はあるか	10	
	施設の設置目的を達成するための的確な事業計画となっているか	5	評価 1：劣る 2：少し劣る 3：普通 4：優れている 5：特に優れている
	利用者の要望・意見等を的確に把握するための手段と業務改善の取組があるか	5	
2 施設の効用を最大限に発揮するとともに、その効率的な運用を図る	施設の設置目的を踏まえた管理・運営方針となっているか	10	申請提案額等を基に算定
	施設の維持管理経費を節減するための積極的・効果的な取組があるか	5	
	申請提案額（上限額からの減額が大きいほど高得点） 配点×（上限額－提案額）／（上限額－審査基準額）	10	評価5段階 5・4・3・2・1
	利用促進の具体策や施設稼働率（利用率）向上のための効果的な取り組みはあるか	10	
3 施設管理を安定して行う能力を有していること	経営状況及び財政基盤は安定しているか	5	評価 1：劣る 2：少し劣る
	職員数，職員構成及び組織の管理・運営体制は適切か	5	
	管理責任者及び職員の資格や経験は適切であり，職員のスキルアップに向けた取組は十分か	5	
	関係法令等の遵守（個人情報保護の徹底など）及び情	5	

	報公開のための体制は確保できているか		3：普通 4：優れている 5：特に優れている
	災害その他緊急時の危機管理体制及び苦情処理体制が整理されているか	5	
	利用者の安全対策は十分に確保できているか	5	
4 個別事項	同様の施設を運営した実績があり、適切な管理運営ができていたか	5	
計		100	

※ 選定基準の採点が6割未満の場合、失格とする。

## 8 業務の範囲及び具体的内容

### (1) 対象の業務

指定管理者が行う業務の範囲及び内容は、次のとおりとする。

#### ア 施設の維持管理に関する業務

- (ア) 施設内外の清掃及び環境整備（標示、駐車場・樹木等の管理清掃を含む。）
- (イ) 施設及び付属設備の維持管理（練習スタジオ機器等を含む。）
- (ウ) 付属設備及び備品・器具類の保守点検（関係法令を遵守し、適正に行うこと。）
- (エ) 施設内外の巡視及び警備
- (オ) その他必要とする維持管理業務

#### イ 施設の利用許可に関する業務

- (ア) 施設、設備、機器の利用の許可
- (イ) 施設、設備、機器の利用の制限
- (ウ) 特別な設備、又は機器等の搬入及び利用の許可

#### ウ 利用料金の収受に関する業務

- (ア) 利用料金の徴収（指定管理者の収入とする。）
- (イ) 利用料金の減免等
- (ウ) 行政財産の目的外使用料の収納に関する事。 (使用料は納付書により江田島市へ納入)

#### エ 施設の利用調整に関する業務

施設、設備、機器の利用の予約

#### オ 前4号に掲げる業務に付随する業務

- (ア) 庶務（江田島市への事業報告の作成他）
- (イ) 経理事務
- (ウ) その他市長が定めた事務
- (エ) 利用促進に関する業務
- (オ) 独自事業

### (2) 対象外の業務

次の業務は江田島市が行う。

- ア 行政財産の目的外使用の許可に関する事。
- イ 利用料金の減免の承認
- ウ その他市長のみが行うことができる権限に属するもの。

## 9 指定期間

令和5年4月1日から令和10年3月31日まで（5年間）

## 10 江田島市が支払う委託料の額（管理費用基準額）

15,000千円（消費税及び地方消費税を含む。）

【指定期間5年間の管理費用（3,000千円×5年間）とし、江田島市が負担する額の上限額】

なお、各年度の管理費用は、毎年度「年度別協定」において定める。

真道山森林公園の管理運営に要する全ての経費は、原則として、利用料金及びその他の収入並



びに江田島市からの指定管理料をもって充てるものとする。

## 11 利用料金

- (1) 利用料金制の採用  
地方自治法第 244 条の 2 第 8 項に定める利用料金制を採用する。
- (2) 利用料金の額  
利用料金の額は、江田島市森林公園設置及び管理条例（平成 16 年条例第 153 号）（以下「設置管理条例」という。）第 3 条の規定により、指定管理者の収入とする。
- (3) 利用料金の減免  
利用料金の減免は、設置管理条例第 3 条第 2 項及び管理規則第 7 条の規定により、江田島市が承認する。なお、原則として、減免した利用料金の補填は行わない。
- (4) 納付金  
年度ごとの決算で収益が発生した場合は、その収益金額の 2 分の 1 の相当額を江田島市に納付するものとし、納付方法等は、別途「年度別協定」において定めるものとする。

## 12 協定に関する事項

指定管理者としての指定と同時に、管理に係る細目的事項、江田島市が支払うべき管理費用の額等を定めるため、協定書を作成し、締結する。

協定は、指定期間を通じての基本的な事項を定めた「基本協定」と、年度ごとの事業実施に係る事項を定めた「年度別協定」を締結することとする。

### 【協定の内容】

- (1) 基本協定の内容
  - ア 指定期間に関する事項
  - イ 業務の範囲・内容と実施条件に関する事項
  - ウ 事業計画及び収支計画に関する事項
  - エ 使用料（利用料金）に関する事項
  - オ 事業報告及び収支報告に関する事項
  - カ 江田島市が支払うべき管理費用に関する事項
  - キ 指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項
  - ク 公の施設の管理に関し知りえた個人情報の保護に関する事項
  - ケ 損害賠償の義務に関する事項
  - コ 原状回復の義務に関する事項
  - サ その他、市長が必用と認める事項
- (2) 年度協定の内容
  - ア 当該年度の業務管理費（委託料）の額に関する事項
  - イ 当該年度の業務管理費（委託料）の支払い方法に関する事項
  - ウ 当該年度の事業計画に関する事項
  - エ その他、市長が必用と認める事項

## 13 その他

- (1) 指定管理者候補者として選定後、協定の締結までに次の事項に該当するに至ったときは、その選定を取消し、協定を締結しないことがある。
  - ア 資金事情の悪化等により、事業の履行が確実でないと認められるとき。
  - イ 著しく社会的信用を損なう行為等により、指定管理者としてふさわしくないと認められるとき。
- (2) 江田島市は、指定手続条例第 8 条の規定により、指定管理者による施設の管理を継続することが適当でないと認めるときは、指定の取消し又は管理業務の停止を命じることがある。
- (3) 指定手続条例第 6 条の規定による各年度の業務報告及び各月の利用状況等について、江田島

市に報告する必要がある。その他、必要に応じて、江田島市が業務内容の報告を求めることがある。

- (4) 江田島市と指定管理者の責任分担の基本的な取扱いについては、別紙4「責任及びリスク分担一覧表」のとおりとする。
- (5) 施設の管理運営の引継ぎについては、次のとおりとする。
  - ア 前指定管理者との引継ぎは、協定の締結後、随時行うものとする。
  - イ 前指定管理者が受け付けた施設予約がある場合はそれを引継ぐこととし、利用申込者が不利益を被らないよう配慮することとする。
- (6) 利用許可申請の受付は、指定期間以降に実施することとする。
- (7) 施設内に自動販売機を設置する場合、指定管理者は、江田島市に目的外使用許可の申請を行い、許可を受ける必要がある。(許可に伴う使用料は、指定管理者の負担となる。)
- (8) 独自事業を行う場合は、あらかじめ江田島市と協議する必要がある。

なお、事業計画書で提案された業務は員以外の事業の可否については、「年度別協定書」を締結するまでに改めて江田島市と協議する必要がある。
- (9) 江田島市の事情により、本要項9の指定期間を短縮する場合がある。この場合において、指定管理者に損害が生じる場合の対応については、協議の上決定することとする。

#### 14 申請書提出先（問い合わせ先）

江田島市産業部交流観光課観光係  
〒737-2297 江田島市大柿町大原 505 番地  
電 話 (0823)43-1644 (ダイヤルイン)  
F A X (0823)57-4432  
電子メール [kankou@city.etajima.hiroshima.jp](mailto:kankou@city.etajima.hiroshima.jp)

## 施設等一覧

## 【主要建築物】

番号	名称	構造	延床面積 (1棟当たり)	備考
1	管理棟	木造	66.52 m <sup>2</sup>	1棟, 多目的トイレ有 (浄化槽) 浄化槽: 5人層
2	トイレ棟	木造	15.00 m <sup>2</sup>	2棟, 浄化槽 浄化槽: 各50人層
3	炊事棟	木造	15.00 m <sup>2</sup>	4棟
4	野外ステージ	非木造	181.75 m <sup>2</sup>	1棟
5	練習スタジオ	非木造	89.68 m <sup>2</sup>	1棟
6	コテージ	木造	10.36 m <sup>2</sup>	4棟 (各4名まで利用可)

※録音スタジオは対象外とする。

## 【その他施設】

番号	名称	規模等	備考
7	テントサイト場	31区画	
8	オートキャンプ場	7区画	
9	ファイヤーサークル	3か所	
10	多目的広場	1か所	
11	駐車場		
12	コインシャワールーム	2台 (ユニット型)	給湯器付 令和4年度中に更新予定
13	給水設備	井戸ポンプ等	施設内は井戸水を使用

施設等配置図



真道山森林公園案内図

※録音スタジオ  
等は指定管理  
施設対象外

## 管理運営に係る許可及び法定業務等一覧

## 1 管理運営のために必要な許可

許可の名称	内容	根拠法令等
簡易宿所営業	コテージの宿泊利用	旅館業法

## 2 管理運営のために必要な資格

資格の名称	内容	根拠法令等
—	—	—

## 3 管理運営のために必要な法定業務

業務の名称	内容	根拠法令等
浄化槽保守点検	浄化槽法に基づく、「浄化槽管理士」の資格を有する者が実施すること又は県の登録を受けた浄化槽保守点検登録業者に委託すること	浄化槽法
浄化槽清掃	浄化槽法に基づく浄化槽清掃業の許可を取得すること又は当該許可を取得している法人等に委託すること	
浄化槽定期水質検査業務	指定検査機関の検査を受けること	
警備業務	委託する場合は、警備業法に基づく登録業者に委託すること	警備業法
清掃業務	ごみの処理については資源の再生化を含め、関係法規を遵守すること	廃棄物の処理及び清掃に関する法律

※その他、管理運営に当たって必用な法定業務等については、関係法令等を遵守し実施すること。

## 4 その他業務

業務の名称	内容	根拠法令等
井戸水水質検査業務	厚生労働大臣の許可を得た水質検査機関で井戸水水質検査（16項目）を受検すること。（年1回）	飲用井戸等衛生対策要領

## 責任及びリスク分担一覧表

責任・リスク区分		責任・リスクの内容		負担者			
				市	指定管理者	備考	
共通事項	不可抗力によるリスク	外部から生じる障害で、通常の手防では防止できないもの（戦争、テロ、風水害、地震等）		施設等の復旧	○		
				応急措置。施設等の復旧が完了するまでの管理業務の実施への影響（休業等）		○	
	制度関連リスク	法制度リスク	法制度の新設・変更に伴うもの		施設等の設置基準の変更により施設等の新設又は改築を要するもの。関係条例等の整備	○	
					管理基準の変更による管理コストの増加	○	△
		許認可取得リスク	上記に伴う新たな許認可等の取得		施設等の設置に伴うもの	○	
					上記以外		○
	税制度リスク	税制度の新設・変更に伴うもの		消費税の増税に伴うもの	○		
				法人に影響を及ぼすもの（法人税、固定資産税等）	△	○	※2
	社会リスク	住民対応リスク	想定外の住民運動、訴訟、要望等		施設等の設置に係るもの	○	
					上記以外	△	○
		環境問題リスク	想定外の周辺地域への環境問題（水量減、水質悪化、騒音、臭気等）		施設等の設置に伴うもの。施設等の設置に係る痼疾に伴うもの	○	
			上記以外		○		
	上記リスクに伴う管理業務の中断・中止リスク	市の責めによるもの（市の債務不履行、施設の廃止等）			○		
				指定管理者の責めによるもの（事業放棄・破棄等）			○
維持管理業務	運営開始遅延リスク	管理業務開始の遅延		規程整備、債務負担措置等の遅延に伴うもの	○		
				運転資金の確保、開業準備等の遅延に伴うもの		○	
	支払遅延・不能リスク	市の管理費用の支払遅延・不能等に伴うもの			○		
	計画変更リスク	管理業務の内容変更		市による新たな施設整備に伴うもの	○		
				上記以外		○	
	施設痼疾リスク	施設等の設置痼疾に伴うもの			○		
	維持管理水準リスク	提供サービス水準の維持			○		
	維持管理コストリスク	維持管理コストの増大・現象		市の責めによる業務内容の変更に伴うもの	○		
				上記以外		○	
	施設等損傷リスク	事故・火災等によるもの（市の責めによるものを除く） 劣化によるもの（網戸張替、電球交換等）			△	○	※3
						○	
	物品更新リスク	物品の更新		市の設置した備品	○	△	※4
				市の設置した消耗品		○	
				上記以外		○	
修繕費リスク	大規模修繕 小規模修繕		指定管理者の管理痼疾によらないもの	○	△	※5	
			1件20万円以上で、指定管理者の管理痼疾によらないもの	○	△		
			上記以外		○		
その他業務	利用者リスク		利用者とのトラブル		○		
	事故リスク	利用者の交通事故及び食中毒等		市の施設等の設置痼疾に係るもの	○		
				上記以外		○	
	盗難紛失リスク	料金、物品の盗難、紛失等			○	※6	
	営業リスク	営業に伴うトラブル、事故等			○		
	イベントリスク	イベントの実施に伴うトラブル、事故等			○		
光熱水費、燃料費	電気、ガス、燃料等の使用料			○			
備考	この表中のリスク負担について疑義が生じた場合又は表中に定めのない事項で必用がある場合は、市と指定管理者が協議するものとする						

※1 基本的には市が負担するが、指定管理者の管理業務の簡易な見直しで対応できる場合は、指定管理者が行うものとする。

※2 基本的には指定管理者が対応するが、市に報告し、市の指示を受けるものとする。

※3 基本的には指定管理者が対応するが、建物の火災保険の加入は市が行う。

※4 基本的には市の負担とするが、指定管理者の負担による更新も認める（市が設置した備品を更新する場合、更新する物品が市の定めによる基準により、消耗品扱いとなるときは、指定管理者の負担とする。）

※5 基本的には市の負担とするが、指定管理者の負担による修繕も認める

※6 指定管理者は、各保険の加入等の対策を行うこと。

江田島市産業部交流観光課

メールアドレス kankou@city.etajima.hiroshima.jp

## 「真道山森林公園」指定管理者現地説明会参加申込書

現地説明会実施日	令和4年10月6日（木）		
法人（団体）名			
代表者名			
住所			
担当者名			
担当部署			
職名			
連絡先	電話		FAX
参 加 者 (1団体2名以内とします)			
氏名			
職名			
氏名			
職名			

※ 現地説明会は「真道山森林公園」午前10時（現地集合）～約1時間

江田島市産業部交流観光課

メールアドレス kankou@city. etajima. hiroshima. jp

## 「真道山森林公園」募集要項等に関する質問票

法人（団体）名			
代表者名			
担当者名			
担当部署			
職名			
連絡先	電話		FAX
メールアドレス			
質問内容			

- ※
- ・ 欄が不足する場合は、適宜欄を広げるか複数ページにして作成すること。
  - ・ メールアドレスは「ゴシック体で12ポイント」以上でお願いします。
  - ・ 電子メール又はFAXでお願いします。（口頭による質問は受け付けません。）



【様式第3号】

令和 年 月 日

江田島市長 様

法人・団体名 \_\_\_\_\_  
法人・団体住所 \_\_\_\_\_  
代表者名 \_\_\_\_\_

公の施設に係る指定管理者の募集について、次のとおり申し込みます。

1 施設の名称及び所在地

施設の名称	真道山森林公園
施設の所在地	江田島市能美町中町3420番地1

2 提出書類

- (1) 法人登記簿の謄本(法人の場合)
- (2) 団体の定款, 寄付行為, 規約その他これらに該当する書類
- (3) 代表者の身分証明書(非法人の場合)
- (4) 申込資格に関する申込書
- (5) 国税及び地方税の納税証明書(募集要綱の配付開始日以降に交付されたもの。)又は納税義務がない旨及びその理由を記載した申立書
- (6) 管理を行う公の施設の事業計画書
- (7) 管理に係る収支計画書
- (8) 前事業年度の収支(損益)計算書又はこれらに相当する書類(既に財産的取引活動をしている団体のみ)
- (9) 前事業年度の貸借対照表及び財産目録又はこれらに相当する書類(作成しているもののみ)
- (10) 現事業年度の収支予算書及び事業計画書(既に財産的取引活動をしている団体及び新たに指定管理者になろうとする施設の業務以外の事業を開始する団体のみ)
- (11) 団体の事業報告書を作成している場合は, 当該報告書
- (12) 団体の役員名簿及び組織に関する事項について記載した書類又はこれらに相当する書類
- (13) 暴力団排除及び社会保険等の加入等に係る誓約書
- (14) その他, 市長が認める書類

※ 提出する書類にレ点を記入すること。

3 担当者連絡先

--

## 法人（団体）概要書

法人(団体)名						
代表者名			設立年月日			
本社	所在地					
	電話番号		FAX番号			
市内事業所等	所在地					
	電話番号		FAX番号			
既存事業内容	①主たる事業					
	②その他の事業					
現在運営している類似施設	所在地	業務内容	管理運営期間			
			開始	年	月	日
			終了	年	月	日
			開始	年	月	日
			終了	年	月	日
			開始	年	月	日
			終了	年	月	日
			開始	年	月	日
財務状況 (単位：千円)		令和元年度	令和2年度	令和3年度		
	総収入					
	総支出					
	当期損益					
	累積損益					

※ 法人概要・パンフレット等がある場合は、添付すること。

現在、運営している類似施設がある場合は、施設の内容・規模・年間利用者数等の実績が分かる資料を添付すること。

※ 欄が不足する場合は、適宜各欄を広げるか複数ページにして作成すること。

申込資格に関する申立書

令和 年 月 日

江田島市長 様

郵便番号  
主たる事務所の所在地  
申請者 名 称  
代表者氏名

㊞

真道山森林公園の指定管理者の指定申請に当たり、法人等又はその代表者が、次の事項に該当しないことを申し立てます。

- 1 法律行為を行う能力を有しない者
- 2 破産者で復権を得ない者
- 3 地方自治法施行令第167条の4第1項（同項を準用する場合を含む。）の規定により、本市における一般競争入札等の参加を制限されている者
- 4 物品調達及び委託・役務業務の競争入札等に係る指名除外要領及び建設業者等指名除外要綱の規定により、本市において指名除外措置を受けている者
- 5 当該法人等の責めに帰すべき事由により、地方自治法第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けてから5年を経過しない者
- 6 本市における指定管理者の指定の手續において、その公正な手續を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
- 7 江田島市税、消費税及び地方消費税を滞納している者
- 8 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）及び暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にある団体

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

## 管理を行う公の施設の事業計画書

公の施設名	真道山森林公園
団体名	
代表者名	

## (1) 申請理由等

- ① 指定管理者へ応募した理由について
- ② 団体の経営方針等について
- ③ 団体の経営状況について

## (2) 管理運営等の取組

- ① 施設の管理運営について
- ② 使用許可について（平等性の確保等）
- ③ 利用料金の取り扱いについて
- ④ 危機管理について（通常時及び緊急時の体制・対応，安全対策等）
- ⑤ 情報管理について（秘密保持・個人情報保護等）

(3) 管理運営体制
<ul style="list-style-type: none"> <li>① 組織図について（適正な管理運営を行うための人員配置，責任分担）</li>   <li>② 職員について <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 雇用形態</li>   <li>イ 勤務労働条件（勤務時間，休日の設定等）</li>   <li>ウ 職務分担，職務内容及び勤務体制等</li>   <li>エ 研修計画等人材育成の具体的方法</li> </ul> </li>   <li>③ 管理業務の一部再委託について</li> </ul>
(4) サービス提供の取組
<ul style="list-style-type: none"> <li>① 事業実施について（利用者の満足度を高める取組等）</li>   <li>② 利用者対応について（安全対策，公平性の確保，高齢者・障害者等への配慮等）</li>   <li>③ 苦情・要望（利用者ニーズ）への対応について（体制・マニュアル等の整備等）</li>   <li>④ 広報活動について</li> </ul>
(5) その他
<ul style="list-style-type: none"> <li>① 独自事業について ※独自事業を予定していない場合は「該当なし」と記入。</li>   <li>② 地域との連携について（地域の特性・人材・ノウハウを活かした取組等）</li>   <li>③ 同様の施設の管理運営実績（施設名，運営期間，評価等）※実績がない場合は「該当なし」と記入。</li>   <li>④ その他特記事項</li> </ul>

## 管理に係る収支計画書

## 収支計画に関する取組

① 施設利用者数の目標設定 ※現状及び本事業計画による増加見込等を基に目標値と積算根拠を記入

## 【目標値】

項目	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
テントサイト					
オートキャンプ					
コテージ					
練習スタジオ					
野外ステージ					
その他					
独自事業					
計					

② コスト削減の取り組み

③ 施設及び設備の維持管理計画

④ 初年度運転資金計画及び調達方法

⑤ 独自事業に係る収支見込（内容及び収支積算）

⑥ その他，収支見込についての考え方

## 管 理 に 係 る 収 支 計 画 書

## 【収入の部】

(単位：千円)

区 分	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	計	標準的収支 モデル※1
市委託料要求額 ※2						0	3,000
利用料金収入	※3	※3	※3	※3	※3	0	2,485
その他の収入	0 ※3	0 ※3	0 ※3	0 ※3	0 ※3	0	
内訳							
独自事業等							
収入合計 (A)	0	0	0	0	0	0	5,485

## 【支出の部】

区 分	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	計	標準的収支 モデル
人件費						0	2,700
光熱水費	0	0	0	0	0	0	1,000
内訳							
電気							925
ガス							35
上・下水道							0
燃料							40
設備等保守点検費	0	0	0	0	0	0	280
内訳							
浄化槽設備清掃							174
井戸水水質検査							20
電気保安管理業務							62
浄化槽法定検査							24
その他							
清掃・警備等	0	0	0	0	0	0	0
内訳							
清掃管理							
植栽管理							
警備							
その他							
施設維持修繕費	0	0	0	0	0	0	1,000
内訳							
施設等修繕							700
施設修繕材料費							300
事務局費	0	0	0	0	0	0	505
内訳							
印刷製本費							150
通信運搬費							224
消耗品費							107
備品							24
その他							
その他	0	0	0	0	0	0	0
内訳							
公課費							
保険料							
負担金							
その他							
初年度運転資金	0						
独自事業※5							
市への負担金						0	
支出合計 (B)	0	0	0	0	0	0	5,485
収支 (A) - (B)	0	0	0	0	0	0	0

初年度運転資金

※4

- ※1 消費税込みで算出すること。  
 ※2 市委託料の各年度の合計金額は、「要項10 市が支払う委託料の額（管理費用基準額）」の上限額の範囲内とすること。  
 ※3 収入見込み額について、根拠資料を添付すること。  
 ※4 初年度運転資金の根拠資料を添付すること。  
 ※5 その他、人件費、光熱水費等に指定管理者が実施する独自事業の経費を含んでいます。

暴力団排除及び社会保険等の加入等に係る誓約書

私は次の事項について誓約します。

1 暴力団等を排除する措置について

自己又は自己の役員等は、次の各号のいずれにも該当しません。

また、市が必要とする場合には、広島県警察本部に照会することを承諾します。

- (1) 役員等（個人の場合はその者を、法人の場合には役員又はその支店若しくは営業所（常時業務の委託契約を締結する事務所をいう。）を代表する者をいう。以下同じ。）が、集团的に、又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれのある組織（以下「暴力団」という。）の関係者（以下「暴力団関係者」という。）である者
- (2) 役員等が、暴力団、暴力団関係者、暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人若しくは組合等又は暴力団若しくは暴力団関係者と非難されるべき関係を有していると認められる法人若しくは組合等を利用している者
- (3) 役員等が、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人若しくは組合等に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- (4) 前3号のほか、役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (5) 経営に暴力団関係者の実質的な関与がある者

2 調査協力について

江田島市が必要があると認めるときはいつでも、業務の実施状況などの報告を行い、実地に調査することを承諾します。

- (1) 健康保険法(大正 11 年法律第 70 号)第 48 条の規定による届出の義務を履行します。
- (2) 厚生年金保険法(昭和 29 年法律第 115 号)第 27 条の規定による届出の義務を履行します。
- (3) 雇用保険法(昭和 49 年法律第 116 号)第 7 条の規定による届出の義務を履行します。

※上記 1, 2 に違反した場合、既存の指定は取消となります。

過失により上記 3 に違反した場合、ただちに是正してください。過失以外の場合又は是正しない場合、既存の指定は取消となります。

令和 年 月 日

江田島市長 様

住 所  
名 称  
代表者氏名  
生 年 月 日

実印



## 過去5年間の施設利用者数

施設利用者数（単位：人）

項目	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
テントサイト場	1,661	1,368	1,936	1,731	1,302
オートキャンプ場	603	647	865	1,350	969
コテージ	366	240	383	282	277
小計	2,630	2,255	3,184	3,363	2,548
練習スタジオ	197	218	224	226	124
録音スタジオ	0	0	0	0	0
野外ステージ	50	30	110	0	51
フェイサークル	0	0	4	0	0
小計	247	248	338	226	175
合計	2,962	2,503	3,522	3,589	2,723

## 過去5年間の開園日数

開園日数（単位：日）

項目	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
開園日数	311	313	313	305	211

※令和3年度は新型コロナウイルス感染症による緊急事態宣言等のため休園し、開園日数が減少。